

旭川市内部統制実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の内部統制の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本方針 地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項に基づき旭川市長が定める旭川市内部統制基本方針をいう。
- (2) 対象事務 基本方針に定める内部統制の対象となる事務をいう。
- (3) リスク 対象事務の適正な執行の阻害となる要因をいう。
- (4) リスク対応策 リスクの発生を防止し、又は低減するための方法をいう。
- (5) 内部統制体制の整備 基本方針に基づき、組織内の全ての部署において、リスク対応策を整備し、対象事務において実施するための体制を整えることをいう。
- (6) 内部統制体制の運用 リスク対応策が、事務上のミスの防止や問題の早期発見につながるなど、効果を発揮して機能することをいう。
- (7) 内部統制体制の評価 内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用の状況について把握し、不備の有無について確認することをいう。
- (8) 部局 旭川市事務分掌条例（昭和27年旭川市条例第56号）第1条に規定する部、会計課、保健所、消防本部、教育委員会事務局の学校教育部及び社会教育部、水道局上下水道部、市立旭川病院事務局、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局並びに監査事務局をいう。
- (9) 課 旭川市事務分掌条例施行規則（平成20年規則第41号）第1条第1項に掲げる課及びこれに相当する組織その他各部において第7条に規定する内部統制推進員が、その役割を担うにあたり適当と認められる単位の組織をいう。
- (10) 指定リスク 各部局が特に重点的に取り組む必要があるリスクをいう。
- (11) 重要リスク 過去に各部局で発生したリスクの内、対応する優先度が高いリスクをいう。

(内部統制最高責任者)

第3条 内部統制体制の整備、内部統制体制の運用及び内部統制体制の評価（以下「内部統制体制の整備等」という。）に関する最終的な責に任ずるため、内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は市長とする。

(内部統制副最高責任者)

第4条 内部統制体制の整備等に関し、最高責任者を補佐し、必要な検討や各部に対する指示を行わせるため、内部統制副最高責任者（以下「副責任者」という。）を置く。

- 2 最高責任者に事故があるとき、又は欠けたときは、副責任者がその職務を代理する。
- 3 副責任者は、総務部を担任する副市長とする。

(内部統制総括責任者)

第5条 最高責任者及び副責任者の命を受け、内部統制体制の整備等に関する事務を処理させるため、内部統制総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

- 2 総括責任者は、総務部長とする。

(各部内部統制推進責任者)

第6条 部局内におけるリスク対応策の整備及び実施を総括し、必要な指導・助言を行わせるため、部局に各部内部統制推進責任者（以下「各部責任者」という。）を置く。

- 2 各部責任者は、部局の長（これに準ずるものを含む。）とする。

(内部統制推進員)

第7条 課内の対象事務に関するリスクを把握し、必要なリスク対応策の整備を行うとともに、リスク対応策の実施状況を日常的に把握し、それらの不備に対する是正を図らせるため、課に内部統制推進員を置く。

- 2 内部統制推進員は、課の長（これに準ずるものを含む。）とする。

(職員の責務)

第8条 職員は、対象事務を執行する中で日常的に起こり得るリスクを把握し、必要なリスク対応策を検討することに努めるとともに、整備されたリスク対応策を遵守するものとする。

(内部統制推進部局)

第9条 総括責任者を補助し、内部統制体制の整備及び内部統制体制の運用を全庁的に推進する役割を担う部局として内部統制推進部局（以下「推進部局」という。）を置く。

- 2 推進部局は、次条に規定する内部統制推進委員会とする。

(内部統制推進委員会)

第10条 内部統制推進委員会（以下「委員会」という。）は、委員長及び別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部人事課コンプライアンス担当課長とし、委員会を招集する。
- 3 委員長は、第1項に定める者のほか必要と認める者を委員会に出席させ、説明を求め、または意見を聞くことができる。
- 4 委員会の庶務は、総務部人事課において行う。

(内部統制評価部局)

第11条 総括責任者を補助し、内部統制体制の評価を行い、地方自治法第150条第4項に規定する報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）を作成する役割を担う部局として内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）を置く

- 2 評価部局は、総務部人事課とする。

(評価対象期間)

第 12 条 内部統制体制の評価における評価対象期間は、毎年 4 月 1 日を始期として、翌年 3 月 31 日を終期とする。

(リスクの選定)

第 13 条 内部統制推進員は、第 7 条で規定するリスク対応策の整備に当たっては、指定リスク、重要リスク及び各課が特に対応すべきと判断したリスクについて評価した上でリスクを選定するものとする。

(特別査察)

第 14 条 副責任者は、発生したリスク及び発生し得るリスクに係り特に徹底して把握する必要があるものについて、各部責任者に特別査察を行うよう指示することができる。

2 副責任者は、前項の指示をするときは、当該特別査察に係る査察期間、査察対象期間及び査察に立ち会う者について定めるものとする。

3 各部責任者は、特別査察の結果を総括責任者を經由して副責任者に報告しなければならない。

4 副責任者は、前項で受けた報告をとりまとめ、その結果に意見を付して、最高責任者に報告しなければならない。

(監査委員との連携)

第 15 条 最高責任者、副責任者、総括責任者、推進部局及び評価部局は、監査委員の視点をより効果的な内部統制体制の整備等につなげるため、監査委員との連携を図るものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

| |
|----------------------|
| 会計課長 |
| 総合政策部財政課長 |
| 行財政改革推進部行政改革課長 |
| 行財政改革推進部情報政策課長 |
| 行財政改革推進部公共施設マネジメント課長 |
| 総務部総務課長 |
| 総務部契約課長 |